消費税率改定による水道及び下水道料金のお知らせ

令和元年10月1日消費税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、料金と税の明確化を図るため料金表示を内税方式から外税方式に改めました。現行料金の本体(税抜)価格に変更はありませんが、消費税率の引き上げ分が消費者負担として増額されますのでご理解いただきますようお願いいたします。なお、令和元年9月30日以前から継続使用している場合は令和元年10月の定例検針日(1日~7日)後に使用される分から新消費税率の対象となります。

下記の料金表にもとづいて算定された金額に消費税(10%)が加算されます。 水道料金表(税抜)

用	途		基本(1ケ月につき)		超過料金	備考
л			水量	料金	(1m3につき)	VIII 17
	般	用	8m3まで	1,686円	191円	下記の用途以外
営	業	用	10m3まで	2, 239円	258円	料理店、飲食店及び娯楽場等
事	業	用	20m3まで	2,800円	58円	農業及び酪農業等
団	体	用	50m3まで	4,667円	105円	社会福祉事業等
浴場	浴場営業用		100m3まで	7, 553円	77円	公衆浴場
臨	臨時用		1m3ごとに		305円	工事用、その他臨時的な使用

[※]表示されている金額には消費税額は含まれていません。

下水道料金表 (税抜)

用		途	基本(1ケ月につき) 水量 料金		超過料金 (1m3につき)	備考
	般	用	水里 8m3まで	1,105円	124円	公衆浴場用以外の用途
公衆浴場用		易用	100m3まで	5, 239円	48円	公衆浴場

[※]表示されている金額には消費税額は含まれていません。

[※]家庭での水道のご使用は、用途が「一般用」になります。

[※]家庭での下水道のご使用は、用途が「一般用」になります。

◎水道及び下水道料金の算定方法

■計算方法(水道、下水道共通)

[基本料金 + (超過水量×超過料金)]×1.10 (消費税率 10%) = お支払額↓ (1円未満の端数切り捨て)超過水量=使用水量−基本水量

【水道料金の算定例 一般用】

使用水量 12m3の場合

超過水量 12m3 - 8m3 = 4m3 (使用水量-基本水量)

お支払額 $[1.686 \ H + (4m3 \times 191 \ H)] \times 1.10 = 2.695 \ H$

お支払額に1円未満の端数が生じる場合は切り捨てになります。

【下水道料金の算定例 一般用】

使用水量 12m3の場合

超過水量 12m3 - 8m3 = 4m3 (使用水量-基本水量)

お支払額 [1,105 円 + (4m3 × 124 円)] × 1.10 = 1,761 円

お支払額に1円未満の端数が生じる場合は切り捨てになります。

■お願い

- □ 転居・転出されるときや長期間水道又は下水道をご利用にならない場合は、 必ず役場にご連絡願います。また、建物の解体等により水道又は下水道設備を撤去されるときも必ず事前にご連絡願います。
- □ 料金のお支払いは、便利な口座振替がご利用できます。帯広信用金庫本店 及び各支店、陸別町農業協同組合、ゆうちょ銀行で可能となっていますの で各金融機関の窓口で手続きを行ってください。

お問い合わせ先 陸別町役場 建設課 水道・下水道担当 電話0156-27-2141内線223